

土壌汚染対策法等の着実な実施を図るため、各種調査事業を実施します。

1. 事業目的

- ① 改正土壌汚染対策法の着実な施行のため、効果的な情報発信や普及啓発等を行う。
- ② 電子管理票の検討を含めた汚染土壌の適正処理の推進など、環境リスクの適切な管理の推進に向けた課題の調査・検討を行う。

2. 事業内容

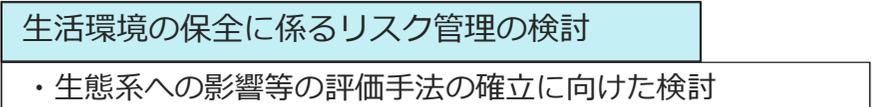
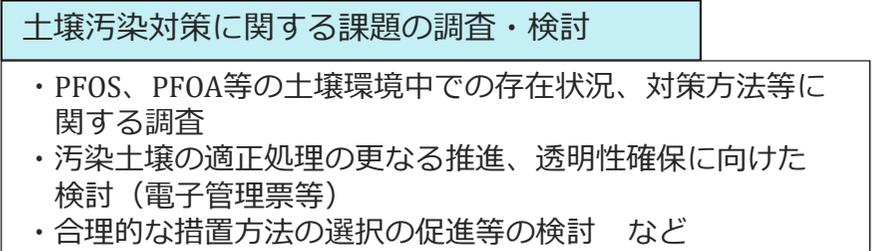
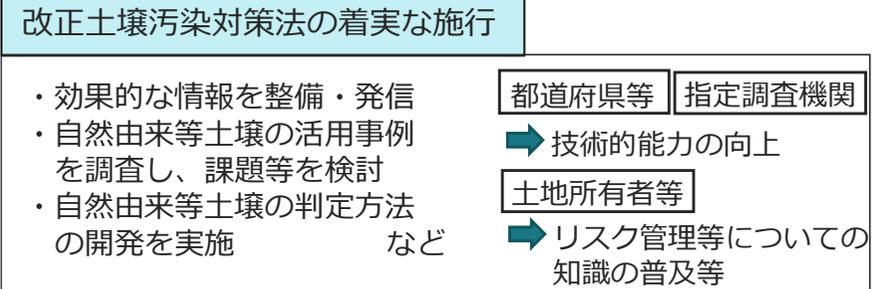
平成31年4月に施行された改正土壌汚染対策法の着実な実施を図るとともに、環境リスクの適切な管理の推進に向けた課題の調査・検討を行う。具体的には以下の調査事業等を実施する。

- ・効果的な情報の整備・発信による普及啓発、技術的能力の向上
- ・電子管理票の検討等の土壌汚染対策に関する課題の調査・検討
- ・自然由来等土壌の活用事例調査・課題検討、自然由来の判定方法の開発
- ・技術管理者試験、技術管理者更新講習の実施
- ・低コスト・低負荷型の土壌汚染調査・対策技術の実証試験・評価
- ・1,4-ジオキサンの調査方法の検討、PFOS、PFOA等に関する調査・対策方法の検討
- ・生活環境の保全に係るリスク管理の検討
- ・その他土壌汚染対策関係法令の着実な実施に向けた検討

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、委託事業
- 請負先等 民間事業者・団体
- 実施期間 平成14年度～

4. 事業イメージ



※その他土壌汚染対策関係法令に係る調査・対策事業も実施



土壌汚染に関する適切なリスク管理の推進